

令和3年(2021年)10月那覇市・南風原町
環境施設組合議会 定例会

(午前10時00分 開会)

○副議長(赤嶺奈津江)

ただいまから令和3年(2021年)10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

○副議長(赤嶺奈津江)

これより本日の会議を開きます。

会期日程及び議事日程はお手元に配付したとおりであります。

○副議長(赤嶺奈津江)

この際、諸般の報告をいたします。

令和3年8月13日に那覇市議会において、那覇市・南風原町環境施設組合議会議員選挙が行われ、本組合議会に6名の議員が選任されておりますので、お名前を読み上げでご報告いたします。

翁長俊英議員、奥間綾乃議員、吉嶺努議員、上原快佐議員、多和田栄子議員、古堅茂治議員、以上6名の皆様でございます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~  
○副議長(赤嶺奈津江)

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

~~~~~  
○副議長(赤嶺奈津江)

日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選

により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(赤嶺奈津江)

ご異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○副議長(赤嶺奈津江)

どなたか推選する方はいませんか。

○3番(吉嶺努)

副議長。

○副議長(赤嶺奈津江)

吉嶺努議員。

○3番(吉嶺努)

私は、翁長俊英議員が適任ではないかと思っておりますので、翁長俊英議員を議長に推選いたします。

○副議長(赤嶺奈津江)

お諮りいたします。

ただいま吉嶺努議員から指名推選のありました翁長俊英議員を、那覇市・南風原町環境施設組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(赤嶺奈津江)

ご異議なしと認めます。

したがって、翁長俊英議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました翁長俊英議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長選挙の当選人であることを告知いたします。

では、翁長俊英議員、当選の承諾及びご就任のご挨拶をお願いいたします。

○1番(翁長俊英)

おはようございます。

皆様のご推挙いただきまして、はからずも当選とあいなりましたので、しっかりと議長の責任と立場と重みを受け止めまして、

公正な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。執行部の皆様もよろしくお願ひいたします。

○副議長(赤嶺奈津江)

以上で、議長代理の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

休憩します。

○議長(翁長俊英)

再開します。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長においてただいまの着席のとおり指定いたしたいと思ひます。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において奥間綾乃議員と吉嶺努議員を指名いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付した会期日程のとおり、本日10月29日の1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日10月29日の1日間に決定いたしました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第6、認定第1号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それではお手元の別冊の一般会計歳入歳出決算書、こちらのほうと提案理由説明は1ページをお願いいたします。

認定第1号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

令和2年度の議決予算額は、41億7,908万6,000円で、これに前年度繰越額1億260万6,762円を加えた予算現額は、歳入歳出とも42億8,169万2,762円でありました。この額は、対前年度比3億305万9,398円の減で、6.6%の減です。

それでは、歳入決算からご説明いたします。

決算書は1ページをお願いします。収入済額は41億5,005万8,122円で予算現額に対する収入率は96.9%、前年度決算額に比較して3億7,483万5,987円の減で、8.3%の減であります。

次に、歳出決算についてご説明いたします。

決算書は2ページをお願いします。支出済額は40億776万1,149円で執行率は93.6%、前年度決算額に比較して3億6,255万9,510

円の減で、8.3%の減であります。

歳出の予算現額から支出済額を差し引いた2億7,393万2,613円が未執行となっておりますが、その内訳は、1億4,910万4,003円が翌年度繰越額で、1億2,482万7,610円が不用額であります。

決算書のほうは15ページをお願いします。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた1億4,229万6,973円が剰余金であります。これから予算繰越に伴う充当財源2,686万9,202円を差し引いた1億1,542万7,771円が令和2年度決算における純剰余金であります。

以上が、認定第1号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。なお、詳細につきましては決算書及び附属書類をご覧ください。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

○議長(翁長俊英)

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

認定第1号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第7、議案第4号、環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは議案書等は1ページ、提案理由説明は2ページをお願いします。

議案第4号、環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、環境の杜ふれあいの管理の適正を期するために必要な規定を整備するものであります。

議案書等の2ページをお願いします。改正の内容につきましては、条例第15条第1項の次に、第2項としまして、「管理者は環境の杜ふれあいの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に検査し、又は必要な指示をすることができる」を加える内容となっております。

現在の条例では施設を臨時に開館すること、また休館することについて、指定管理者が管理者の承認を得てできることをうたっておりますが、今回の改正案では臨時に開館、または休館することについて、必要な場合に管理者が指示をすることができる内容となっております。

よろしくご審議くださいますようお願い

申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

○議長(翁長俊英)

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第4号、環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第8、議案第5号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは別冊の一般会計補正予算書、それと提案理由説明の3ページをお願いいたします。

議案第5号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条に基づく前年度決算剰余金の処分及び当初予算後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算額をそれぞれ2億1,997万5,000円増額補正するものであります。これにより、補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ32億6,635万5,000円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

予算書は5ページをお願いします。第4款の財産収入は、3,467万3,000円の増額補正で、財産貸付収入の増額によるものであります。

第5款の繰入金は、5,771万4,000円の増額補正で、財政調整基金からの繰入れによるものであります。

第6款の繰越金は、1億1,542万6,000円の増額補正で、前年度の歳入歳出差引残額の純剰余金によるものであります。

第7款の諸収入は、1,216万2,000円の増額補正で、物件災害保険金の増額によるものであります。

次に、歳出予算の概要をご説明申し上げます。

予算書は7ページをお願いします。第2款の総務費は1億274万7,000円の増額補正で、人事異動に伴う人件費等の減額、令和2年度還元施設管理運営負担金及び周辺まちづくり事業負担金の精算による償還金、財政調整基金積立金、環境の杜ふれあい管理運営費の負担金、補助及び交付金、還元施設基金積立金を増額したことによるものであります。

第3款の衛生費は1億1,722万8,000円の増額補正で、人事異動に伴う人件費等の減額、施設整備基金積立金、塵芥処理費(中間処理)の需用費を増額したことによるも

のであります。

そのほか、債務負担行為については予算書3ページの第2表のとおりであります。

以上が、議案第5号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

○議長(翁長俊英)

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第5号、令和3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第9、議案第6号、環境の杜ふれあいの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは議案書等の3ページ、それと提案理由説明は4ページをお願いいたします。

議案第6号、環境の杜ふれあいの指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、環境の杜ふれあいの管理・運営を行わせる指定管理者を指定するため、提出するものであります。

環境の杜ふれあいは、地域還元施設として、スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興を図り、並びに地域コミュニティ及び環境学習等の発信拠点とするために設置され、指定管理者制度は平成19年7月1日の開館当初より導入しております。

指定管理者につきましては、5期目の指定管理期間が令和4年3月31日をもって終了することから、次期指定管理期間について、公募による募集をしたところ1団体からの申請がありました。

指定管理者の選定につきましては、環境の杜ふれあい運営審議会へ諮問し、令和3年10月4日に答申を受け、環境の杜FDRパートナーズを指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第6号、環境の杜ふれあいの指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第10、議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の再任用に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは議案書等の4ページ、そして提案理由説明は5ページをお願いいたします。

議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の再任用に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

急速に進む高齢社会に対応し、高齢者の知識や経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に併せ、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支え、高齢者の雇用を促進していくことは官民共通の課題とされています。

再任用制度に係る改正地方公務員法は、平成13年4月に既に施行されているところ、民間部門においては、平成24年8月に雇用と年金の確実な接続へ向け、高年齢者等の

雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律が成立するなど、所要の措置が講じられていることを踏まえ、本組合においても改めて再任用制度を導入することといたします。

今回の条例案は、地方公務員法の規定に基づき、現行の定年制度を維持しつつ、再任用制度に関し必要な事項を定めるものがあります。

条例案の内容としましては、定年等で退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常勤職または短時間勤務職として採用することができるものとするとともに、任期の更新については良好な勤務実績により可能とするものとし、任期の末日は国家公務員に準じて65歳に達する日以後の最初の3月31日以前とするものです。

なお、施行につきましては、令和4年4月1日としております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の再任用に関する条例制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第11、議案第8号、沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは議案書等の6ページ、提案理由説明のほうも6ページをお願いいたします。

議案第8号、沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて、構成する団体との協議が必要なため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出するものです。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

討論なしと認め、これにて終結いたします。

○議長(翁長俊英)

これより採決を行います。

議案第8号、沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第12、報告第2号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

それでは議案書等の11ページ、説明書の7ページをお開きください。

報告第2号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、令和3年2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会において、議決を得た地方自治法第213条に規定する繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したため、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越計算書を議会に報告するものであります。

今回の繰越しは、繰越額1億4,910万4,003円、事業件数は3件となっており、令和2年度予算総額42億8,169万2,762円に対する繰越率は、3.5%となっております。

主な事業の繰越理由について、ご説明い

たします。

基幹的設備改造事業は9,955万4,000円の繰越しで、主な理由は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により取替え機器の納品に時間を要したため、年度内執行が見込めないことから繰り越ししたものであります。

次に、周辺まちづくり事業は3,910万3円の繰越しで、施工中に現場から不発弾が発見されたため、南風原町や自衛隊との不発弾処理に関する調整に時間を要したことにより、事業の年度内完了が見込めないことから繰り越ししたものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第13、報告第3号、専決処分の報告について(施設損害賠償事故)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

議案書のほうは13ページ、報告理由書のほうは8ページをお願いいたします。あとお手元のほうに事故当時の車両の写真をお出ししております。赤いプリウスで、自家乗用車のほうでの写真になっております。それでは説明いたします。

報告第3号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

令和3年4月19日月曜日、午前11時頃、那覇・南風原クリーンセンター内のプラットホームにおいて、ごみを直接持ち込んだ

住民が一人で降ろせない状況であったことから職員が手伝った際に、車体の一部に傷をつけたものです。

過失割合は本組合が100%、相手方は0%、賠償金額は10万6,789円で示談が成立し、賠償金につきましては本組合が加入している大同火災海上保険株式会社の施設保険が適用されております。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年2月17日付で管理者の専決処分事項として指定された、1件200万円以下の損害賠償として、令和3年5月27日に当該事故の専決処分を行ったので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第14、報告第4号、専決処分の報告について(工事請負金額の変更)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

議案書のほうは15ページ、報告説明書のほうは9ページをご覧ください。

報告第4号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成28年8月5日に本組合議会で議決された議案第9号、那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る工事請負契約について、設計変更に伴う工事請負変更契約の専決処分をしたものであ

ります。

設計変更の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により部品の搬入が当初予定していた時期から大幅に遅れたことにより、工事の一時中止を余儀なくされたことから、国土交通省による工事一時中止に係るガイドラインに基づき、その中止期間中の現場維持費等による増加費用が発生したため増額変更したものであります。

変更前の金額は50億6,550万円で、変更後の金額は50億7,320万円となり、770万円の増額となります。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年2月17日付で管理者の専決処分事項として指定された、契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更として、令和3年8月25日に専決処分を行い、同日付で工事請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

日程第15、報告第5号、専決処分の報告について(修繕請負金額の変更)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

議案書のほうは24ページ、報告説明書のほうは10ページをご覧ください。それでは

ご説明いたします。

報告第5号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、令和3年2月5日に本組合で議決された議案第3号、令和3年度焼却設備等定期修繕に係る修繕請負契約について、設計変更に伴う修繕請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、契約後に当初想定しておりませんでした蒸気タービン発電機盤の経年劣化による部品の交換や灰溶融炉設備の油圧装置の交換を行ったことによる増額変更であります。

変更前の金額は5億5,000万円で、変更後の金額は5億5,990万円となり、990万円の増額となります。

なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年2月17日付で管理者の専決処分事項として指定された、契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更として、令和3年9月27日に専決処分を行い、同日付で修繕請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長(翁長俊英)

これより質疑に入ります。通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(翁長俊英)

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お配りしましたとおり派遣することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましてはそのとおり派遣することに決定いたしました。

○議長(翁長俊英)

なお、この際、お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の議決事項について、諸般の事情により変更が生じる場合については、その変更を議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

異議なしと認め、変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

日程第17、これより一般質問を行います。この際、申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内いたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従いまして順次発言を許可いたします。

多和田栄子議員。

○5番(多和田栄子)

ハイタイ、多和田栄子でございます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目、周辺まちづくり事業についてであります。

平成25年度にスタートして、令和3年仮オープンしていると聞いております。8年

が経過しております。そこで1点目、事業の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

本公園事業は、平成26年度から開始され、周辺住民参加のワークショップを4回行い、環境学習の場として、既存樹木の活用、水辺空間の確保、散策のできる園路等を計画し整備を進めております。

今年の7月には園路、駐車場及び芝広場等の整備が概ね完了したことから開園しております。

今後の予定につきましては、公園の安全管理や利用者の利便性を図るため、必要な照明灯やトイレの下水道についても順次整備してまいります。

○議長(翁長俊英)

多和田栄子議員。

○5番(多和田栄子)

ワークショップなどをして仮オープンをしているということでありましてけれども、この進捗状況でありますけれども、未契約のところもあるということをお伺いしております。そこで、今後の方策及び課題は何かお伺いいたします。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

今後の本公園事業の課題いたしましては、残り4か所の用地取得であります。現在、1か所につきましては、契約に向け地権者との交渉を進めており、残りの3か所につきましても、関係地権者の協力を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長(翁長俊英)

多和田栄子議員。

○5番(多和田栄子)

ありがとうございます。

この周辺まちづくり事業、地域の皆さんにとっては本当に大切な事業だと思っているんですね。ただいまの答弁によりますと、未契約のところとかがあるということを聞いていますけれども、これを早めに取り付けていただかなくてはいけないのかなとも思っております。それで、この未契約の場所、公園散策とか公園利用者への影響はあるのかお伺いいたします。

○議長(翁長俊英)

安里クリーンセンター主査。

○クリーンセンター主査(安里圭司)

お答えいたします。

未買収用地である4か所につきましては、既存緑地として活用する計画となっており、公園利用者への影響はないものと考えております。以上です。

○議長(翁長俊英)

多和田栄子議員。

○5番(多和田栄子)

利用者への影響はないということであります。ですけれども、公園利用者の安全面とか防犯等の観点から早めに、早急に契約をしていただきたいと思います。この件に関しましては以上です。

次の2番目、最終処分場「那覇エコアイランド」について質問をいたします。

平成19年度に供用開始した那覇エコアイランド、せんだって視察をしてまいりました。埋め立て完了が令和13年度までの予定ということが分かりました。残り10年ということになります。この事業の進捗についてお伺いいたします。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

平成19年4月1日に供用開始されました、一般廃棄物海面最終処分場那覇エコアイランドの埋立状況につきましては、令和2年度の埋立量が約3,706㎡、同年度末までの累積埋立量が約5万3,643㎡となっており、覆土量を除く廃棄物計画埋立量9万4,000㎡に対する埋立率は、約57%となっております。

○議長(翁長俊英)

多和田栄子議員。

○5番(多和田栄子)

ありがとうございます。

現在57%ということであります。残り10年ということでありますけれども、その現場を見て水質検査もされて、その後、海に放流をされているということで、臭いもなく、本当に環境面にも優しいエコアイランドということが分かりました。

それで2番目に、今後予測される取り組み、課題についてお伺いいたします。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

今後の予測される取り組み、課題につきましては、現最終処分場が令和13年度に埋立て完了する予定であることから、将来の最終処分場予定候補地の確保が課題となっております。

そのため、今年1月に那覇港管理組合へ、那覇市長、南風原町長、本組合管理者の三者で、港湾区域内の現最終処分場の隣地を、将来の最終処分場増設分予定地として位置づけするようお願いしているところでございます。

○議長(翁長俊英)

多和田栄子議員。

○5番(多和田栄子)

ありがとうございます。

でも10年というとあっという間に来ますよね。本当にこれからいろんな面でこの場所を確保していただきたいなということを強く要望したいと思います。

隣の浦添市に聞いてみましたら、名護市とか県外に処理費を出してお願いしているということも聞いております。大切な、本当に大きな課題だと思っておりますので、その辺をよろしくお願いいたします。

1点だけ再質問をさせていただきます。

SDGsという言葉 皆さんよくご存じだと思いますけれども、今、その取組が叫ばれております。いろんなリサイクルができる時代ですよ。この処理飛灰、埋立て以外に再利用ですね、リサイクルできないかどうかお聞きいたします。

○議長(翁長俊英)

前里クリーンセンター主査。

○クリーンセンター主査(前里宗鉄郎)

お答えいたします。

飛灰のリサイクルについては、県内にリサイクルができる施設はございませんが、県外の民間施設においては、飛灰を溶融処理し、亜鉛や希少金属を回収したり、洗浄処理し、セメントの原料として活用するなどのリサイクルを行っております。

○議長(翁長俊英)

多和田栄子議員。

○5番(多和田栄子)

ありがとうございます。

セメントの原料としてこれを使うことができるということですが、ゴミが出ない生活様式というのを考えるのは、市民一人一人が考えていかななくてはならない課題だと思うんですね、私自身も含めてですけれど

も。この処理飛灰、なんとかリサイクルできないか。例えば何かと組み合わせて肥料とかに使えないかどうか。こういった検討もこれからの課題だと思いますので、要望をして私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

7番岡崎晋です。よろしく申し上げます。

私は、一括で質問させていただいて、一括答弁をいただき、その後、一つずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目に、直接持込みごみの休止について。(1)いつから休止しているか。

(2)この間、住民はどうしているか。

(3)破砕機の故障は全く予測できなかったか。(4)今後、同様の事が起こり得るか。

大きな2番で、環境の杜ふれあいの浴室について。(1)なぜ10月1日から再開できなかったか。(2)なぜ緊急事態宣言中に設備更新工事をできなかったか。

大きな3番目で、環境の杜ふれあい公園整備について。(1)公園整備の当初予算と現予算は幾らで、進捗率はどうか。(2)公園内にある赤木に発生する害虫の対策をどうするか。(3)駐車場横に造られているトイレはいつから供用開始するか。

以上、申し上げます。

○議長(翁長俊英)

古堅施設担当課長。

○施設担当課長(古堅博己)

ご質問の1番目(1)についてお答えいたします。

令和3年5月24日から休止継続中であり、令和3年11月30日までの休止予定となっております。

次に、(2)についてお答えいたします。  
休止期間中は、各地域の通常収集曜日に自宅前へ出すことで対応していただいております。

粗大ごみは、那覇市はクリーン推進課へ、南風原町は住民環境課へ収集の電話予約をし、処理を行っております。

ただし、引っ越し等で急ぐ等、通常収集では対応できない場合には、那覇市は環境政策課へ、南風原町は住民環境課へ事前に電話予約し、母体職員による現場確認を行った後、交付された確認証を持参の上、クリーンセンターへ持ち込む流れとなっております。

(3)についてお答えいたします。

今回の破砕機の故障につきましては、メーカーによる定期点検や、運転員による日常点検においても故障の前兆は見られず、予測できませんでした。

故障後に機器を点検したメーカーによりますと、本来破砕機に投入されてはいけない、鉄の塊等の破砕困難物が度重なり混入し、破砕機に異常衝撃が繰り返し加わったことによる故障であるとの見解が出されております。

(4)についてお答えいたします。

現在、本クリーンセンターに両市町から搬入されるごみの分別については、適正に行われていない状況が見受けられることから、同様なことが起こる可能性はございます。

そのため、那覇市及び南風原町に対し、ごみ分別指導の徹底をお願いしているところです。

本組合においては、これまで破砕機導入前にごみの目視確認を行い、破砕困難物を取り除いておりましたが、故障後は、手作業による破砕困難物の除去、並びに目視確

認体制の強化を図ることで、今後同様なことが起きないように再発防止に努めてまいります。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

私のほうからは大きな2番目と3番目についてお答えします。

まず、ご質問の2番目(1)(2)については、関連しますので、まとめてお答えいたします。

今回の設備更新工事につきましては、環境の杜ふれあいの指定管理者と調整の上、11月以降の浴室利用繁忙期を避けることや更新機器の製作に半年程度要すること等から、前年度に債務負担を起し、3月に入札、今年度4月に契約を行い、10月中には施工完了、11月からは利用再開となる計画となっております。

議員ご指摘の緊急事態宣言期間中に工事を前倒しすることについては、受注者と調整を行いましたが、機器製作期間を短縮することができなかったことから、10月1日からの浴室再開には至りませんでした。

次に、ご質問の3番目(1)についてお答えいたします。

本公園事業は平成26年度に事務費等の補助対象外費用を除く、当初予算9億6,000万円で事業認可を受けました。

その後、用地交渉難航等により、事業期間を延長したことから、事務費等の補助対象外事業費が増えたことから、平成30年8月に事業認可変更を受け、現予算9億円として事業を進めております。

進捗率は、令和3年10月末時点で約88%となっております。

次に、(2)についてお答えします。

公園内に植生しているアカギを確認した

ところ、一部のアカギに害虫が発生しておりました。

害虫の被害につきましては、沖縄県のホームページを確認したところ、害虫からの尿、ふん等により歩道や車両に汚れがつく事案が確認されているとのことでした。

今後の対策につきましては、本公園利用者への影響が出ないよう、定期的な現場確認や両市町の公園管理部署とも情報を共有しながら、枝葉の剪定等の対策を検討してまいります。

次に、(3)についてお答えいたします。

公園トイレの供用開始につきましては、令和4年度に排水管の敷設工事を行い、年度内の供用開始を目指し、現在、両市町及び県の関係部署と協議を進めているところでございます。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

それでは一つずつ、再質問をさせていただきます。

1つ目のごみの直接持ち込みですが、粗大ごみについて申し上げます。こちらへの搬入のための確認書の交付を受けて、引越しによる粗大ゴミを公民館から借りた軽トラック1台で持ち込んだ。その後、また家具を整理して再度粗大ごみが生じたので、その申請書を申し込み窓口にいったら、2回目からの持ち込みは断られたと言っていたのですが、それはできないのでしょうか。

○議長(翁長俊英)

山城クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(山城聡)

お答えいたします。

住民環境課へ確認したところ、最初に1回と申請した場合は2回目の持ち込みはで

きません。しかし、再度受付することで2回目以降の持ち込みも可能とのことです。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

この町民の方は、今のお話は最初で1回目と書いたら、それは1回きりですね。だけど後で粗大ごみが生じたら、再度申請したらできるということだというお答えだったと思います。

ところがこの方は、実際に窓口へ行って申請したら、2回目以降はできないと断られてしまって、町が指定する粗大ごみ出しの、自宅の前に出せる日まで待てないのでこの方は、待つことができなかったの、自分で再度トラックを借りて、民間の処理業者へ運び込んで、高い処理料を払うことになってしまったということがありました。詳細に現物を確認しに来ることもなく断られてしまったということですが、そこでどういうそごが起きたのか、それは私も確認できていません。ただ、その方は二度目に窓口へ行ったんですけれども、断られてしまったという残念なことがありました。

次にですね、環境の杜の公園整備についてですが、7月に公園の大部分が供用開始されました。住民の皆さんが待ち望んでいたことで大変喜ばしいことです。ありがとうございました。ただ、残念なことに新しくできた公園の散策路の中心となるところに、この部屋の約4倍から5倍ぐらいの広さのところアカギが16本残っています。それ以外の木が6本あります。そこは真ん中から歩道があって、あの公園ではまさに散策の中心となる場所、木陰が求められる唯一のところなんです。

そのアカギのことについて申し上げていますが、この16本の木は、アカギは確か

に枝が剪定されていて、先ほどおっしゃった被害が確認されたというのは2年前からはやっているアカギヒメヨコバイという小さな虫です。これは葉を赤く枯らすのに皆さんもご存じだと思うんですけども、このヨコバイ以外に、沖縄県林業事務所にも教えてもらいましたが、3種類の虫がアカギには発生する。クロツバメ、シラホアシブトクチバ、オオミノガという虫が発生すると。これまでも、これはアカギは街路樹にも確かに使われていますが、時にこのような虫が異常発生して垂れ下がってくるということが、あるいは葉っぱを全部食い尽くしてしまうというような被害もこれまで見ております。

そういうことが起きるので、今朝ここに来る前にあそこに立ち寄ったら、住民の女性の方がウォーキングしていましたが、あのアカギの残っている中心場所は、本当に木陰が求められる唯一のところなんです。多分これからベンチなども整備されるのだろーと思われま。それで私が提言したいのは、このアカギはずっと残すのではなくて、近い将来にこのアカギを撤去できるように、今のうちにアカギに代わる木を植えていただきたい。進捗率が88%、残り1億800万円の予算は決まっていると思うんですが、ぜひですね、今からでも何かアカギに代わる木を植えていただきたいというふうに私は提言したいんですが、これはいかがでしょうか。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

議員ご提言のアカギを別の樹木へ植え替えすることにつきましては、公園計画の際の周辺7自治会代表の皆様方が参加されま

したワークショップにおきまして、既存木の活用をご提言いただきましたことを踏まえますと、慎重に検討する必要があるものと考えております。

本組合といたしましては、まず、既存木を活用していくための害虫対策を講じることが重要であると考えておりますが、今後の害虫被害の状況や利用者の影響から新たな樹木への植え替えが必要であると判断された場合には、費用負担が伴うことから、構成市町の那覇市並びに南風原町の関係部署との協議を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

私も、この計画がつくられる以前にもワークショップに私も新川の代表として参加させていただきました。その際に、自然にある木はできるだけ残して活用しようという構想が示されて、皆、それはいいことだというふうに賛成しておりました。

ところが、いざ開園すると話したように、ほとんど残っているのはアカギだけです。今、話した中心部以外にも園路から見える林の横に見えるのはアカギが一番多く目立つんですね。数えられるだけでも45本ありました。私が話しているこの中心部にあるアカギはまだ大きくなっていません。中、小と言っていると思います、このアカギは。今なら手がつけられるんじゃないかなというふうに私は考えております。ぜひ、善処をお願いしたいと思います。

それからトイレのことについては、令和4年度、来年度の供用開始の計画というふうに伺っています。

最初に戻って、ごみの件、半年以上も住民の皆さんは直接ごみが持ち込みできませ

ん。メーカーによる定期点検が行われてきましたけれども、その点検が本当に適切であったのか。こんな重大な故障は本当に予兆は全く見つけきれなかったのかなど。

風呂の件についていえば、環境の杜のトレーニング室が10月1日から再開されましたけれども、コロナ以前には年間で7万2,000人、1日平均197人の方々が住民の皆さんがお風呂と岩盤浴を利用してきました。それが残念ながらまだ使えていない。

あるいは、今、申し上げたアカギのこと。枝を剪定してしまつては木陰が少なくなります。あるいはなくなってしまう。虫が発生したら立ち入りを制限しようというお考えもあるようですが、ロープなどを張るんでしょうけれども、そういう対応でよろしいのか。

トイレは、令和元年度に駐車場が供用開始されて、今年は3年度ですね。今年7月には公園が供用開始、ようやくめでたく供用開始されたんですが、附帯施設であるトイレは来年度、令和4年度まで待たなければいけないというようなことは、私、新川住民の一人として、私の目線から見れば、住民の目線で行政が、皆さんのお仕事が進められているのかという疑問をどうしても抱いてしまうんですが、それはいかが思われますか。

○議長(翁長俊英)

玉寄次長兼所長。

○次長兼所長(玉寄博道)

お答えいたします。

ただいまの議員のご指摘につきましては、先ほどの答弁でご説明したとおりであります。市民・町民に不便を来していることにつきましては申し訳なく思っています。

それぞれの対応につきましては、時間のかかるものもございしますが、今後とも市

民・町民の意見に耳を傾けながら、必要な対応に努めてまいりたいと思います。

○議長(翁長俊英)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ただいま申し上げたように、ぜひ住民の目線で皆様お仕事を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長(翁長俊英)

これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

~~~~~

○議長(翁長俊英)

次に、議決事件の条項・字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、これを議長に●委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(翁長俊英)

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(翁長俊英)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和3年(2021年)10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時10分 閉会)

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議 長

翁長 隆英

署名議員

奥間 綾乃

署名議員

古 嶺 努

